

ゆぴあす再開における
新型コロナウイルス感染拡大予防
< ガイドライン >

令和2年6月1日

盛岡市余熱利用健康増進センター
特定非営利活動法人 盛岡市水泳協会

1. はじめに

本ガイドラインは、盛岡市の「新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市の対応方針」を受け、全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会及び日本スポーツ協会等が作成したガイドラインを参考に、「ゆびあす」の営業を再開するに当たっての基準や、感染拡大防止のための留意点についてまとめたものである。

2. 基本的な考え方について

「ゆびあす」の再開に当たっては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づいて対応する。感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合、市の指針等に基づき適切な対応を行う。特に、密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、密集場所(多くの人が密集している)、密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件「三つの密」を避け、他人への感染を防止するよう徹底する。

3. 具体的な対応について

(1) 共通事項

利用人数の制限を行う。(プール[200～400名]、浴場[20名]、アリーナ[25名]、軽運動室[20名]、会議室[20名])

利用時間の制限を行う。(浴場については、利用者が制限人数以上となった場合に限り1時間とする。また、サウナについては、利用人数にかかわらず1回当たり10分とする。)

施設の定期的な清掃、高頻度接触部位の消毒、換気を行う。(2つの窓を同時に開けるなど)

(2) 施設利用者へのお願い

以下の事項に該当する場合は、施設の利用を見合わせることを。

ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの病状がある場合)

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

施設利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症の発症を確認した場合は、市に対して速やかに報告すること。

マスクを持参すること。(受付時や着替え時等や会話をする際にはマスクを着用する)

こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行うこと。

他の利用者との距離(2mを目安に(最低1m))を確保すること。

(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)

利用中に大きな声で会話等をしないこと。

トイレの蓋を閉めて汚物を流すこと。

感染防止のために管理者が決めたその他の措置の遵守、管理者の指示に従うこと。

(3) 受付時の対応

受付窓口には、手指消毒剤を設置する。

発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。
(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限する。)

人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

利用者が距離をにおいて(2mを目安に[最低1m])並べるように必要に応じて指導を行う。
受付を行うスタッフには、マスクを着用させる。

受付場所での書面記入や現金授受等の直接受け取りは避けるようにする。

利用者には「入場者カード」に名前・住所・連絡先等を記入して頂き、整理券を渡す。

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、来館当日に利用者より提出を求めた情報について、保存期間(少なくとも1月以上)を定めて保存する。

(4) 施設職員等の対応

1) 体調の確認

勤務当日に、職員(パート・アルバイト含む)から以下の情報を確認する。

勤務当日の体温

勤務前2週間における以下の事項の有無

ア 平熱を超える発熱

イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいるか

ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触

2) マスクの着用

勤務時のマスク着用を徹底する。

3) ミーティング時の留意事項

ミーティング等においても、三つの密を避け、会話時にマスクを着用し感染対策に十分に配慮する。

4) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指の消毒を行う。

(5) 見学者への対応

見学者には、見学者同士が密な状態とならないよう必要に応じ、あらかじめ見学者席の数を減らすなどの対応を行う。また、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項の周知徹底を行う。

特定非営利活動法人 盛岡市水泳協会

理事長 門口 雄
館長 河内 康信
副館長 中村 剛

TEL019-662-1414 FAX019-662-1416
E-mail ; sput53v9@opal.ocn.ne.jp
HP ; <http://www.yupiasu.com/>

[別紙1]

浴場再開についての対策

1. 入場

- ・発熱や軽度でも咳や喉の痛みがある場合は入場をご遠慮していただく。
- ・入場者カードを記入していただき、受付に提出してもらい、その際に脱衣籠をお渡しする。

2. 脱衣室

- ・脱衣室では、対人距離(2m、最低 1m)を確保すよう努めていただく。
* お客様同士が距離を取りやすいように脱衣籠を利用できる場所を制限する。
- ・脱衣室での会話は出来るだけ控えていただく。
- ・脱衣室内は扇風機を使い、また入り口の戸を常時開け空気の流れを作る。
(その際、洋風呂はプライバシーを確保するためつい立てを用意する)
- ・扉取手・ロッカー・ドライヤー・洗面台蛇口は 1 時間に 1 回清掃消毒をする。
- ・トイレ使用後は蓋を閉めて汚物を流していただき石鹸、流水による手洗いをしていただく。

3. 浴室

- ・出来るだけ会話は控えていただく。
- ・浴室では、対人距離(2m、最低 1m)を確保するよう努めていただく。
- ・桶や椅子は洗い流してからご利用していただく。
- ・浴場における利用時間を1時間以内でお願いする。(制限人数以上の場合)

4. サウナ

- ・対人距離(2m、最低 1m)を確保するため、予め座れる場所を決めておく。
- ・真ん中を開け壁側に座っていただき、会話を控えていただく。(定員 5 名)
- ・使用禁止区域には印を付けて座れないようにする。
- ・1 時間に 1 回見回りの際に換気を行う。
- ・サウナ内の共用使用するマットは使用を中止し、各利用者様に別途清潔なタオルを用意していただくようお願いする。
- ・サウナの長時間のご利用は控えていただく。(10 分以内)

5. 退場

- ・脱衣籠は忘れずに担当職員に返していただく。

6. 入場制限

- ・男女各 20 名利用の時点で制限をする。
- ・制限を超えたお客様に整理券を配る。入場者カードも受け取る
- ・利用を終えたお客様から籠を受け取り消毒をし、次順の整理券を持っているお客様をお呼びし、整理券を回収し籠を渡す。(この時チケットを購入する。)

7. その他

- ・脱衣籠をお持ちでない方は入場させないようにする。
- ・利用時間・お客様同士の距離・トイレの使い方など、張り紙などで注意喚起する。

感染リスクが高い注意箇所一覧

1. 接触感染のリスク箇所 (定期的または、使用後の消毒実施)
 - ・施設全般 下足ロッカー、手すり、テーブル、椅子、券売機、レジ、自動販売機、電話機、エレベーター
 - ・プール 更衣室ロッカー、ドアノブ、手すり、脱水機、浮き輪、ビート板、ヘアドライヤー
 - ・浴場 衣類籠、ロッカー、ドアノブ、ヘアドライヤー、風呂桶、風呂椅子
 - ・運動施設 ロッカー、ドアノブ、スポーツ器具類等

2. 飛沫感染のリスク箇所
 - ・開館前の玄関先 一定の間隔を空けて並んでもらう。
 - ・受付・券売機付近 一定の間隔を空けて並んでもらう。
 - ・休憩室・ロビー テーブル・椅子の間引き、間隔を空けて設置、対面を避ける処置
 - ・プール更衣室 換気(換気扇稼働、ドア・窓の開放) ロッカーの間引き、入場者制限
 - ・浴場脱衣所 換気(換気扇・扇風機稼働、ドアの開放)、入場者制限
 - ・運動施設、会議室 換気(換気扇稼働、ドア・窓の開放)、ロッカーの間引き、入場者制限